

成長戦略に関する要望

～デフレ脱却・実需喚起に向けた政策総動員を～

大阪商工会議所

- 確実なデフレ脱却のためには、強力な金融緩和の継続に加え、持続的な実需喚起が不可欠であり、企業の国内投資促進策をパッケージで推進することが肝要。すなわち、安価な電力の安定供給やT P Pへの参加実現、法人税率の引き下げなど基盤となる立地環境を整備すると同時に、攻めの成長戦略の強力な推進が急がれる。
- 特にライフサイエンス、観光など今後大きな市場規模が期待される分野や、その主たる担い手たる中小企業への政策の集中投入など、一刻も早く規制改革はじめ具体策を詰め、実行に移していくことが不可欠。

I 「中小企業」「地方」の生の声を成長戦略に反映する仕組みづくり★

II 成長戦略の主たる担い手たる中小企業への政策集中

III ライフサイエンス産業の振興

- 1 ライフサイエンス分野の研究開発・事業化推進における大阪の西日本ハブ拠点としての位置づけ ★
 - 1) 医薬品分野
 - 2) 医療機器分野
 - 3) ヘルスケア分野
- 2 医療機器産業の強力な振興
 - 1) 医療機器事業化促進プラットフォームの機能強化 ★
 - 2) 医療機器事業化促進を支える人材の育成 ★
 - 3) 医師等医療従事者の産業連携に対するインセンティブの創設 ★
 - 4) 「医療機器法（仮称）」の早期制定・施行など規制改革 ★
 - ①品質管理調査の見直し ★
 - ②製品変更に伴う審査の見直し ★
 - ③PMDA（医薬品医療機器総合機構）の機能強化 ★
 - 5) 資金面での参入障壁の緩和・撤廃
 - ①長期のビジネスサイクルに対応した事業資金の調達支援 ★
 - ②ニッチ市場参入者に対するPMDA手数料の軽減対象の拡大 ★
 - ③公的助成金の手続きの簡素化・複数年度採択制度の採用

IV 観光・インバウンドの振興

- 1 成長戦略の柱としての観光・インバウンドの振興 ★
- 2 大阪城公園の国際観光拠点化に向けた規制改革
- 3 観光ビザの発給要件緩和 ★
- 4 「強制水先制度」「夜間航行規制」の緩和 ★
- 5 外国船舶内におけるカジノ営業の特例 ★

V 立地競争力の抜本強化

- 1 マイナス面の一刻も早い解消
 - 1) 円高是正と相場安定策の継続・強化
 - 2) 安価・安定的な電力供給の確保
 - 3) アジアトップレベルの法人税体系の実現
 - 4) 環太平洋パートナーシップ協定（T P P）など広域経済連携の推進
 - 5) 国際競争上ハンデとなる労働規制の見直し
 - 6) 経済との両立を図る環境政策の再構築
- 2 攻めの国内投資促進策の強化
 - 1) 国内企業立地支援策の拡充
 - 2) 製品化・量産段階での支援策の抜本強化
 - 3) 先端分野における設備投資促進税制の創設
 - 4) 研究開発促進税制の拡充
 - 5) 知的財産活用促進税制の創設
 - 6) 都市部の工場集積地における工場立地優先

VI 海外展開支援策の強力な推進

- 1 進出先でのワンストップサポート機能の強化
- 2 輸出申告・処理の24時間化 ★
- 3 地域中小企業知的財産戦略支援事業の拡充
- 4 カントリーリスクへの対応支援
- 5 海外利益の国内還流促進策の強化
 - 1) ロイヤリティの国内還流促進
 - 2) 海外子会社配当の益金不算入制度の拡充
 - 3) 国際的二重課税の解消に向けた移転価格税制の見直し

VII 国の成長エンジンである大阪・関西の活性化

- 1 首都機能のバックアップ拠点の大阪・関西への設置と国土双眼化の推進
- 2 関西国際空港の機能強化
- 3 阪神港への予算の重点配分
- 4 道路ネットワークの早急な整備
- 5 リニア中央新幹線の全線（東京一大阪間）同時開業

（★印＝新規要望項目）

平成25年4月

成長戦略に関する要望

～デフレ脱却・実需喚起に向けた政策総動員を～

大阪商工会議所

安倍内閣発足以来、政府・与党・日本銀行が、何としてもデフレから脱却し経済成長を成し遂げるとの姿勢を鮮明にし、大胆な金融緩和策などを力強く推進しておられることを歓迎する。

現在までのところ、円高是正とそれに伴う株価持ち直しが、輸出競争力の回復や含み損益の改善など経済全般に好影響を及ぼしつつある。また、今年度予算の執行が本格化すれば、景気下支え効果が出るものと期待している。

確実なデフレ脱却のためには、強力な金融緩和の継続に加え、持続的な実需喚起が不可欠であり、企業の国内投資促進策をパッケージで推進することが肝要である。すなわち、安価な電力の安定供給やTPPへの参加実現、法人税率の引き下げなど基盤となる立地環境を整備すると同時に、攻めの成長戦略の推進が急がれる。特にライフサイエンス、観光など今後大きな市場規模が期待される分野や、その主たる担い手たる中小企業への政策の集中投入など、一刻も早く規制改革はじめ具体策を詰め、実行に移していくことが不可欠である。

かかる観点から、大阪商工会議所では、企業とりわけ中小企業の「生の声」をもとに必要な制度改正や新たな枠組みづくりなどについて取りまとめたところである。成長戦略策定に際しては、下記事項の実現に特段の配慮を払われるよう強く要望する。

(★＝新規要望項目)

記

I 「中小企業」「地方」の生の声を成長戦略に反映する仕組みづくり ★

成長戦略策定の際である経済財政諮問会議や産業競争力会議に、企業経営者が参画していることを歓迎する。これらに加え、政府・与党として成長の原動力である「中小企業」や「地方」の声を十分反映する仕組みを構築されたい。

Ⅱ 成長戦略の主たる担い手たる中小企業への政策集中

成長戦略の推進にあたっては、中小企業を主たる担い手と明確に位置づけ、マーケットの拡大が見込まれる有望分野への円滑な参入に向け、政府全体で政策を集中投入されたい。

Ⅲ ライフサイエンス産業の振興

1 ライフサイエンス分野の研究開発・事業化推進における大阪の西日本ハブ拠点としての位置づけ ★

ライフサイエンス分野における研究開発から事業化に至るプロセスを、省庁横断により各ステージ切れ目なく推進するため、日本版N I H（National Institutes of Health：アメリカ国立衛生研究所）の創設検討や医薬基盤研究所創薬支援戦略室の機能強化、医療機器の研究開発を支援するネットワークの整備による医工連携推進、医療機器輸出を推進する組織の機能強化などにつき、産業競争力会議において議論されていると仄聞している。その具体化においては、全国に先駆けて研究開発から事業化まで一貫した支援体制を整えている大阪を「ライフサイエンス分野の研究開発・事業化の西日本のハブ拠点」として位置づけられたい。

その際、以下1) 2) 3) で示すように、地元で実績のある既存事業との連携により、実効ある体制を構築されたい。

1) 医薬品分野

全国の主な製薬企業が利用している「創薬シーズ・基盤技術アライアンス・ネットワーク（D S A N J）」（主催：大阪医薬品協会・大阪商工会議所／共催：医薬基盤研究所）を有効に活用し、医薬基盤研究所創薬支援戦略室が進める創薬支援の活動に組み込む、または日本版N I Hが創設された際には連携するといった検討を進められたい。

2) 医療機器分野

医療機器については、大阪商工会議所が全国に先駆け実施してきた医工連携促進事業「次世代医療システム産業化フォーラム」（2003年度開始）や、「事業化支援サービス」（2012年度開始）で構成される「医療機器事業化促進プラットフォーム」を核に、大阪を医療機器事業化促進拠点として位置づけられたい。

3) ヘルスケア分野

1) 2) の活動と連動し、大阪には全国の大学・研究機関・医療機関からのシーズ情報が集積することで、ヘルスケア関連分野においても、多様なビジネス創出の環境が整っている。同分野においても、大阪を新しいビジネス創出モデル地域と位置づけられたい。

2 医療機器産業の強力な振興

1) 医療機器事業化促進プラットフォームの機能強化 ★

医療機器は多様な技術が必要とし、中小企業も参入可能な裾野の広いモノづくり産業である。しかしながら、これまでのところ、わが国企業の優れた技術が十分生かされておらず、医療機器の貿易収支も入超が続いている。その主因は、海外と比べ新製品の承認審査に長時間を要する点にあるが、今一つは医療機器開発に関し、「医療現場のニーズに基づくアイデア」から「製品コンセプト策定」、「試作」、「臨床評価」などを経て「上市」までを一貫して支援する仕組み、すなわち「プラットフォーム」が十分整備されていないことである。中小企業については、持ち前の技術を生かし「試作」までは可能であるものの、それ以降の工程を独力で乗り越えることができず、大手企業でも異業種からの参入企業にとっては、最適なビジネスプランを構築することが困難であるのが実情となっている。

そこで、大阪商工会議所では、米国ミネソタ州やシンガポールなど、海外の先進地域と連携するとともに、政府の支援を得ながらプラットフォーム構築を進め、新規参入企業を中心に事業化に必要な支援を提供しているところである。医療機器事業化促進拠点となり得る全国に先行した支援体制を整えつつあるが、さらに取り組みを強化できるよう、国はプラットフォーム事業に対する万全のサポートを継続・強化されたい。

2) 医療機器事業化促進を支える人材の育成 ★

大手医療機器メーカーからスピンアウトして支援型ビジネスを展開する人材が豊富に存在する欧米と比較し、わが国においては、医療機器事業化促進を支援する人材が乏しいのが実情である。

日本における医療機器開発促進プラットフォームを強化するため、大阪では、当面は医療機器ビジネス先進地域の支援組織との連携により、国内で不足している機能・人材を補完しているが、多彩な案件を継続支援できるようプラットフォームを抜本強化するためには、支援人材の育成が不可欠である。具体的には、海外の優れたプログラム・講師陣の招聘も含んだ医療機器分野に特化した人材育成プログラム（医療機器版MBA）が実施できるよう、事業立ち上げに際しては、国は財政支援を含むサポートを行われたい。

3) 医師等医療従事者の産業連携に対するインセンティブの創設 ★

ライフサイエンス分野において、特に臨床を持つ医師等との連携は、研究開発・事業化において核となる重要な要素である。ただ、医師等の産業連携の活動は、自身の業績評価の対象でないため、医工連携・産学連携を行う医師等は依然一部にとどまっていたり、医師等に熱意があっても活動できる環境が整っていない状況にある。

そこで、医師等医療従事者の業績評価に産業連携実績が反映されるよう環境整備に努めるとともに、連携実績の高い医師等の表彰制度の創設や、研究開発・事業化支援関連助成金の中で医師等が活動しやすい費用を認めるなど、産学連携強化に向けた環境を整備されたい。

4) 「医療機器法（仮称）」の早期制定・施行など規制改革 ★

「医療機器」の承認審査については、現在は、本来「医薬品」に適用されている「薬事法」に沿って運用されている。しかし、医療機器は、生体に特定の薬理作用を提供する医薬品とは根本的に異なる性格を有しており、その差を明確にして、医療機器を医薬品から独立した法体系に置くことが最も望ましく、「医療機器法（仮称）」を早期に制定されたい。

これにより、承認審査のプロセスを医療機器に合致した合理的なものにし、審査のスピードアップが期待できる。その結果、幅広い中小企業などの新規参入促進にもつながり、医療現場における安全性は担保されたうえで、イノベーションが加速し、日本の技術を生かした国際競争力の高い医療機器開発が可能となる。

欧米はもとより、特にここ数年、医療機器開発に官民ともに積極的な韓国では、既に2003年に、医薬品主体の「薬事法」から独立させた「医療機器法」が制定されている。医療機器は、改良を重ねて新製品を生み出す産業であるのに対し、医薬品は、組成が一旦決まれば、その後の改良・改善はほとんど見られない。しかし、日本の薬事法は、医薬品を主に想定してつくられているため、研究開発段階・市販前・市販後などあらゆるプロセスにおいて、医療機器の特性に合致していない。その結果、医療機器の改良・新規開発を妨げているという、国際的に見ても稀な状況に陥っている。

日本再生戦略の重点施策の中でも、医薬品と医療機器を別の章立てにする薬事法改正の検討が盛り込まれているが、その実現または独立した「医療機器法（仮称）」の制定・施行を急がれたい。

あわせて、「医療機器法（仮称）」制定に伴い次の事項の早期実現を期されたい。

①品質管理調査の見直し ★

医療機器の製造販売にかかる承認審査に際し、現在は、医薬品と同様、1品目ずつ品質管理調査が行われている。新法制定後は、品質管理システム自体の確からしさを調査するという基本的考え方に基づき、製品群単位や製品の原理ごと単位など適正なカテゴリー分けにより調査を実施されたい。

②製品変更に伴う審査の見直し ★

製品改良に際しては、当該品目の品質および安全性が設計開発当初と異なる場合に限り審査を行い、それ以外は軽微な変更届けの手続きのみとし、医療機器の積極的な改良を促されたい。

③PMDA（医薬品医療機器総合機構）の機能強化 ★

国際競争力を有する医療機器開発を強力に促進するため、「医療機器法（仮称）」に基づく迅速な承認審査を期されたい。

同時に、多岐にわたる医療機器の特性や海外の法制度などに関し知見の高い人材がPMDAに投入されるよう促されたい。また、重要な案件についても、厚生労働省への上申・判断を待たず、PMDAが独自で承認審査できるよう権

限を強化されたい。人材登用においては、日本と比較し医療機器産業が成熟している欧米諸国などから、実務経験の高い人材確保を検討されたい。

5) 資金面での参入障壁の緩和・撤廃

①長期のビジネスサイクルに対応した事業資金の調達支援 ★

ライフサイエンス分野は、事業開始から利益を生むまでのビジネスサイクルが特に長く、創業時における長期安定的な資金の確保が事業成否の鍵を握っている。その支援策強化の一環として、政府系金融機関による劣後ローン（資本金ローン）制度について一層積極的に推進されたい。

②ニッチ市場参入者に対するPMDA手数料の軽減対象の拡大 ★

ニッチ市場を育てることが、医療機器産業全体の強化・底上げにつながると考える。ただ、例えば年間売上高が1億円未満の機器開発については、PMDA手数料への負担感が特に大きく、ニッチ分野に挑もうとする企業の大きな障壁になっている。そこで、現在赤字ベンチャー企業向けに1割負担に軽減されている手数料支援制度について、その対象企業を大幅に拡大されたい。

③公的助成金の手続きの簡素化・複数年度採択制度の採用

研究開発を支援する補助金・委託金の手続きは極めて煩雑で、実際の事業開始が年度半ばとなるなど、実質的な研究開発に充てる時間が十分確保できない事例も多い。特に研究開発に時間のかかるライフサイエンス分野の助成制度においては、手続きを簡素化し、いち早く事業に取りかけられるよう、また期中での進捗審査を伴ったうえで、複数年度にわたる事業内容を採択するなど制度改正を図られたい。

IV 観光・インバウンドの振興

1 成長戦略の柱としての観光・インバウンドの振興 ★

関連産業の裾野が広く、国内消費の刺激・雇用拡大など即効性が期待できる「観光・インバウンド振興」を成長戦略の大きな柱の一つとして位置づけ、予算・税制・規制改革などの施策を集中投入されたい。

その一環として、新しい観光拠点の開発やMICEによる外国人客誘致に向けたプロモーション活動、観光コールセンターの設置など訪日外国人の受け入れ環境整備、観光バス駐車場の充実など、観光産業の振興に向けた地域における取り組みを強力に支援されたい。

2 大阪城公園の国際観光拠点化に向けた規制改革

国全体の目標である訪日外国人客増大の一環として、民間の自由な発想と活力により大阪城公園を西日本における国際観光拠点として整備するため、抜本

的な規制改革を実現されたい。

具体的には、大阪城公園の大半は国の特別史跡に指定されており、同エリアに新たな施設を設置するには、文化財保護法により、文化庁長官の許可が必要となるが、大規模な土産店や商業施設などは現状においてほとんど認められていない。歴史的文化的資産の有効活用のため、特別史跡の現状変更が可能となるよう要件を緩和されたい。

また、都市公園法により、公園内に設置できる便益施設は、公園利用者のための簡易な売店やレストランなどに限られている。大規模な土産店や商業施設、ホテル、エンターテインメント施設などの設置も可能となるよう、制限を緩和されたい。

さらに、国から大阪市が無償貸与を受けている大阪城公園内では、国有財産法により民間事業者による営業行為は認められていない状況にあるので、あわせて緩和されたい。

3 観光ビザの発給要件緩和 ★

アジア諸国に日本人が観光に訪れる際、一定期間内の滞在はビザが不要である場合が多いのに対し、外国人の日本入国に際してはビザを求めるケースが目立つ。訪日外国人客増大に向け、観光ビザの発給要件緩和や撤廃を検討されたい。

4 「強制水先制度」「夜間航行規制」の緩和 ★

瀬戸内海エリアなど、一定海域を一定基準以上の船舶が航行するためには、水先法により水先案内人の乗船が義務づけられているが、その費用が高額なため、外国客船は瀬戸内海の航行を避けるケースが見られる。観光振興のため、安全性に配慮しつつ制度の緩和を検討されたい。

また、同様に、海上交通安全法にある夜間航行規制についても緩和を検討されたい。

5 外国船舶内におけるカジノ営業の特例 ★

カジノは外国クルーズ船における重要な収益源となっているが、日本の領海内では禁止されている。外国船舶の日本寄港を忌避する要因を少しでも除くため、航行中（接岸していない状態）は領海内であってもカジノ営業を認めるよう検討されたい。

V 立地競争力の抜本強化

円高是正効果を最大限に生かすとともに、輸入品価格アップなどデメリットをカバーするため、国内の産業立地を再加速し輸出を伸ばしていくことが肝要である。立地競争力強化策をパッケージで展開し、企業が国内において思い切った投資再開を確信できる環境を急ぎ整備されたい。

1 マイナス面の一刻も早い解消

1) 円高是正と相場安定策の継続・強化

為替相場については、円高が是正されつつあることを歓迎する。引き続き、政府・日本銀行の連携した取り組みを一層強化されたい。

その際、円と米ドル・ユーロなどとの関係だけではなく、韓国ウォン・台湾ドルなど主たる競争相手国通貨との為替水準にも十分目配りしたアクティブな通貨外交を推進されたい(新興国通貨が各国の経済力をより反映した為替水準となるよう、本格的なフロート制導入を働きかけるなど)。

2) 安価・安定的な電力供給の確保

安価・安定的な電力供給は、あらゆる成長戦略の大前提であり安全保障の要でもあるが、一向に先行きの見えない中、慢性的な電力不足に料金値上げが重なり、企業への深刻なダメージが危惧される。こうした差し迫った状況の中、安全性が確保された原子力発電所の順次速やかな再稼働により、当面3～5年間の電力の安定供給と料金抑制に切迫感を持って取り組まれない。

そのため、原子力規制委員会には、一刻も早く科学的知見に基づく新しい安全基準を策定するとともに、迅速・着実な審査を期されたい。また、ルールに即して安全性が確認された原発については、政府が責任を持って、立地自治体など関係者との合意形成などを図り、早期の再稼働を実現されたい。

また、中長期のエネルギー確保のあり方については、安全第一はもとより、国の成長や豊かな国民生活の実現を目指した、供給の安定性とコストの両面で満足できる、リアリティのある戦略を構築されたい。

3) アジアトップレベルの法人税体系の実現

企業の海外流出抑止と国内での成長投資を後押しするため、アジアトップレベルの法人税体系を実現することが肝要である。そのため、法人実効税率(現行：38.0%/平成27年度以降：35.6%)を、主たる競争相手であるアジア諸国(平均24.6%)並みに早急に引き下げられたい。同様に、中小企業の経営力強化のため、中小法人の軽減税率(現行：16.5%/平成27年度以降：19.0%)の引き下げと、適用所得金額(現行：800万円以下)の引き上げを実現されたい。

加えて、設備投資・研究開発の促進をはじめ、事業承継や海外展開支援、創業・起業促進など、企業とりわけ中小企業の成長力や経営基盤を強化する税制措置を大幅に拡充されたい。

4) 環太平洋パートナーシップ協定（ＴＰＰ）など広域経済連携の推進

新たな通商・経済連携の枠組みが急ピッチで進む中、わが国の競争力強化に資するため、経済連携協定（ＥＰＡ）、自由貿易協定（ＦＴＡ）について精力的に交渉を推進されたい。とりわけ今年は、ＴＰＰ、日中韓、ＲＣＥＰ（東アジア地域包括的経済連携）などアジア・太平洋地域での広域経済連携の交渉が本格化する。いずれの交渉にあっても、貿易自由化の旗振り役として主導的な役割を果たし、国益に即した合意を早期に実現されたい。

5) 国際競争上ハンデとなる労働規制の見直し

改正労働者派遣法・改正労働契約法・改正高年齢者雇用安定法の施行や、社会保険の短時間労働者への適用拡大など、労働規制の強化が相次いでいるが、国内企業にとって大きなハンデが加わり、かえって雇用機会の喪失や国内投資の抑止につながりかねない。企業の経営実態を十分踏まえ、国内雇用のパイがこれ以上縮減しないよう、政策の方向性を再度抜本的に検討されたい。

6) 経済との両立を図る環境政策の再構築

環境政策については、電力需給の逼迫やコストアップなど激変する経済・社会情勢に対応するとともに、環境と経済の両立の大原則に立ちかえり、リアリティあるものに再構築されたい。

また、昨年１０月より地球温暖化対策税が導入されたが、原子力発電所の多くが停止し、石油・石炭への依存度アップを余儀なくされる中、課税を凍結されたい。

2 攻めの国内投資促進策の強化

1) 国内企業立地支援策の拡充

国内企業立地推進事業費補助金は、サプライチェーンの中核分野の立地を通じ、幅広い国内投資促進に大きな効果が認められる。については、同様の制度を恒久措置として設けるとともに、同制度活用企業との取引のため、新たに国内で投資を行う中小企業への支援策を創設されたい。

2) 製品化・量産段階での支援策の抜本強化

わが国企業が、手厚い政策支援を受けたアジア諸国の企業との競争を制するためには、製品化・量産段階でのサポートが重要な鍵を握る。世界トップレベルの技術を有していながら設備投資段階で遅れをとる事態を避けるため、予算・税制両面での思い切ったインセンティブを設けられたい。その一環として、成長分野を手掛ける中小企業が、研究開発から製品化に進む段階で直面する資金調達支援策として、量産投資に対する公的金融を拡充されたい。

3) 先端分野における設備投資促進税制の創設

先端分野における製品のライフサイクルは短く、設備の陳腐化も一層早まっている。国際的な開発競争が激しい先端産業における競争力の維持・強化を図

るため、設備の稼働率に応じて減価償却率を上乗せするなど、早期の投資回収を支援されたい。

4) 研究開発促進税制の拡充

産業のイノベーションやフロンティア拡大こそがわが国発展の源であり、その担い手である企業の研究開発を後押しすることが肝要である。そのため、研究開発促進税制について、ライフサイエンス・環境・エネルギーはじめ成長分野に対する税額控除率の大幅引き上げなど、制度の拡充を図られたい。

5) 知的財産活用促進税制の創設

資源が乏しいわが国において、知的財産の創造と活用が一層重要となっている。そのため、自社開発特許に関する使用料収入や権利譲渡にかかる課税の軽減、知的財産権の取得費の税額控除または特別償却を認める知的財産活用促進税制を創設されたい。

6) 都市部の工場集積地における工場立地優先

工場集積地にマンションが建ち、住民が周囲の工場の騒音などについて苦情を申し立てるケースが見られる。一方、工場サイドにとっても「周辺の宅地化による操業環境の悪化」を指摘する声があるなど、住工混在問題の解消が急務となっている。そこで、工場集積地については、住宅開発に一定の歯止めをかけながらエリア内への工場移転を支援するなど、操業環境・生活環境の両立を目指した土地利用策を検討されたい。

VI 海外展開支援策の強力な推進

アジアをはじめ旺盛な外需の取り込みは、今後の成長の鍵である。ただし、中小企業の多くはまだまだ自力で海外展開するだけの体力が乏しいため、各段階に応じたハンズオン支援を一層強化されたい。

1 進出先でのワンストップサポート機能の強化

アジア新興国など多くの企業が進出を目指す地域においては、人事労務サポート、市場調査、ビジネスパートナー探し、法務・税務・知的財産に関する相談など、ビジネスニーズにきめ細かく対応できる現地拠点が従来にも増して求められる。そこで、日本貿易振興機構や自治体などの連携により、中小企業のワンストップサポート機能を強化されたい。

2 輸出申告・処理の24時間化 ★

電子システムを利用した輸出申告に際しては、現在でも税関官署の開庁時であれば迅速に審査結果が通知されている。しかし、閉庁時間帯においては、受付はなされるものの結果通知は開庁時間になるまでなされない状況にある。そ

ここで、国際物流の時間コスト縮減に向け、電子システムを利用した輸出申告とその処理の24時間化を実現されたい。

3 地域中小企業知的財産戦略支援事業の拡充

海外での特許・意匠・商標登録に必要な出願費用の最大半額を助成している地域中小企業知的財産戦略支援事業は、ニーズが高く、一層の拡充を図られたい。

4 カントリーリスクへの対応支援

日中関係の悪化など、カントリーリスクへの対応の必要性が改めて認識されたが、特に経営体力の乏しい中小企業はカントリーリスクへの十分な備えが困難な状況にある。そこで、投資協定締結国の速やかな拡大、貿易保険制度の強化、海外展開損失準備金制度（仮称）の創設などの対策を講じられたい。

5 海外利益の国内還流促進策の強化

海外で得た利益の日本への還流促進のため、進出時のサポートと同様、環境整備や支援策に注力されたい。

1) ロイヤリティの国内還流促進

海外子会社から日本本社へのロイヤリティについて、損金算入の制限撤廃など、進出国政府と粘り強く交渉されたい。

2) 海外子会社配当の益金不算入制度の拡充

海外で得た企業利益の日本国内への還流を促進するため、中小企業の海外子会社からの配当については、全額益金不算入（現行：95%）とされたい。

3) 国際的二重課税の解消に向けた移転価格税制の見直し

移転価格税制による国際的二重課税の解消を図ることが急がれる。その前提となる租税条約の締結を進められたい。その際、相互協議の合意後でなければ移転価格に基づく更生ができない規定を盛り込むよう交渉されたい。同時に、条約締結国についても同様の規定を新たに設けるよう積極的に働きかけられたい。

Ⅶ 国の成長エンジンである大阪・関西の活性化

政府は国土強靱化に向けた政策の検討を進めているが、防災・減災はもとより、デフレ脱却や経済活力増進の観点から、産業基盤となる必要なインフラを効率的に整備していくことが重要である。大阪・関西においてはとりわけ次のプロジェクトを強力に推進されたい。

1 首都機能のバックアップ拠点の大阪・関西への設置と国土双眼化の推進

国土強靱化の一環として、大規模災害に備えた首都機能のバックアップ体制の構築が急がれる。大阪・関西は、東京とは一定の距離があるとともに、経済・文化・交通・情報通信など各分野の都市機能も集積していることから、当地を首都機能のバックアップ拠点として明確に位置づけ、ハード・ソフトの整備を進められたい。同時に、関東・関西の双方に政治・行政・経済の核が存在する国土の双眼化に向けた政策を推進されたい。

2 関西国際空港の機能強化

関西国際空港は、昨年伊丹空港と経営統合し、両空港の一体的運営やLCCの拠点化による効果が表れつつある。アジアのリーディングエアポートとなるわが国の国際拠点空港を目指した、新関西国際空港株式会社の取り組みが着実に実現できるよう、着陸料などの低コスト化や国際戦略総合特区制度を活用した貨物取扱機能の強化、欧米をはじめとした中長距離路線の拡大などの取り組みについて、国として積極的な支援を行われたい。また、コンセッション実施まで引き続き必要な環境整備に努められたい。

3 阪神港への予算の重点配分

国際コンテナ戦略港湾である阪神港を、東アジア主要港並みのハブ港湾に育てるため、①阪神港の機能強化に向けた国費の集中投資、②地方港から阪神港に貨物を集荷するための誘導策、③国際戦略総合特区として提案している埠頭株式会社への税制・財政上の支援や内航船大型化に対する財政支援などについて、国策として思い切った措置を講じられたい。

4 道路ネットワークの早急な整備

大阪都市再生環状道路など、企業の製造・研究開発拠点と国内消費地や関西国際空港・阪神港とをシームレスに結ぶ道路ネットワークを早急に整備されたい。とりわけ、ミッシングリンク解消により高い効果が期待される淀川左岸線延伸部については、早期の事業化を目指し、地元負担軽減に向けたスキームを構築されたい。新名神高速道路については、昨年4月に凍結解除された大津～城陽、八幡～高槻間も含めた全線を事業会社が計画通り着実に供用できるよう引き続き支援されたい。

また、高速道路の債務償還計画では、償還が完了する平成62年に高速道路

を無料開放することとなっているが、道路の維持管理費や新路線の建設費確保の点から償還期間の延長や恒久的な有料化についての検討を進められたい。

5 リニア中央新幹線の全線（東京－大阪間）同時開業

リニア中央新幹線は、わが国の経済成長を牽引するインフラとして期待されている。しかし、現在発表されている計画では、2027年に東京－名古屋間が開業し、それから18年後の2045年に名古屋－大阪間が整備されることとなっている。リニア中央新幹線は東京－大阪間を直結することでその機能を十分発揮し、効果が得られる事業であり、全線同時開業と、そのための同時着工が望ましい。そこで、国家的プロジェクトとして、同時着工・同時開業に向けた新たな資金調達の手法などを早急に検討し、具体的方策を提示されたい。

以 上